

亀山市公告第95号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による通知があったので、同条第8項の規定により公告する。

平成28年12月20日

亀山市長 櫻井義之

1 抑留した犬の種類等

種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
洋犬	白茶	雄	小	91日以上	首輪なし

2 抑留した日

平成28年12月18日

3 抑留した場所

亀山市東御幸町

4 抑留期限

平成28年12月27日

5 連絡先

亀山市環境産業部環境保全室（電話0595-82-8081）

三重県鈴鹿保健所衛生指導課（電話059-382-8674）